

令和5年度 公文書開示状況（令和5年12月決定分）

保健医療局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
16	R5. 12. 1	R5. 12. 14	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（武蔵野市（多摩府中保健所））（令和５年１１月１日から令和５年１１月３０日までに新規に開設を確認した施設	1															保健医療局 保健政策部 保健政策課
17	R5. 12. 1	R5. 12. 15	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内）（令和５年１１月１日から同月３０日までに、開設の届出を受けた施設	1															保健医療局 保健政策部 保健政策課
18	R5. 12. 1	R5. 12. 15	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年１１月１日から同月３０日までに、新規に営業を確認した施設	1															保健医療局 保健政策部 保健政策課
19	R5. 12. 5	R5. 12. 19	令和５年11月７日付診療所及び歯科診療所休止届 令和５年12月４日付診療所及び歯科診療所休止届	1															保健医療局 保健政策部 保健政策課
20	R5. 12. 5	R5. 12. 19	一般診療所台帳、歯科診療所台帳（南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年１１月２日から令和５年１２月４日までに、新規に開設の届出を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年１１月２日から令和５年１２月４日までに、廃止届（開設者死亡届も含む）及び再開届を受理している施設	1															保健医療局 保健政策部 保健政策課
21	R5. 12. 5	R5. 12. 19	薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年１１月２日から令和５年１２月４日までに、新規に開設を許可した施設 薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年１１月２日から令和５年１２月４日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設	1															保健医療局 保健政策部 保健政策課
22	R5. 12. 14	R5. 12. 20	美容所台帳（東久留米市及び西東京市において、令和５年１１月１１日から令和５年１２月１４日までに新規に営業を確認した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名）	1	1														保健医療局多 摩小平保健所 企画調整課
23	R5. 12. 18	R5. 12. 21	診療所台帳（多摩府中保健所管内において、令和5年12月18日現在までに届出がある施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤診療科目及び⑥開設年月日に限る。）		1														保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課
24	R5. 12. 18	R5. 12. 25	卸売販売業台帳（多摩府中保健所管内の府中市において、令和5年12月18日現在までに営業の許可を受けた施設（ただし廃業は除く）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤許可番号、⑥初回許可年月日、⑦許可年月日及び⑧許可満了日）		1														保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課
25	R5. 12. 6	R5. 12. 25	多摩府中保健所が受理した感染症発生動向調査の基幹定点報告のうち、〇〇の報告に係る2020年1月から2023年6月までのMRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症）の報告項目（感染者報告数、性別、年齢、報告年月、疾病名）	4	1					1								【条例第7条第2号に該当】 他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがあり、また、特定の個人を識別することができなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため。	保健医療局多 摩府中保健所 企画調整課
26	R5. 12. 11	R5. 12. 25	食品関係営業台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市（多摩小平保健所））（令和５年１１月１０日から令和５年１２月１１日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
27	R5. 12. 11	R5. 12. 25	診療所台帳、歯科診療所台帳（立川市、国立市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、調布市（多摩府中保健所）、東村山市、清瀬市（多摩小平保健所））（令和５年１１月１０日から令和５年１２月１１日までに新規に開設届を受理した施設 施術所台帳（府中市（多摩府中保健所）、東村山市（多摩小平保健所））（令和５年１１月１０日から令和５年１２月１１日までに新規に開設届を受理した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
28	R5. 12. 11	R5. 12. 25	薬局台帳（立川市、東大和市（多摩立川保健所）小平市（多摩小平保健所））（令和５年１１月１０日から令和５年１２月１１日までに新規に開設を許可した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
29	R5. 12. 11	R5. 12. 25	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（立川市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、東久留米市（多摩小平保健所））（令和５年１１月１０日から令和５年１２月１１日までに新規に開設を確認した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
30	R5. 12. 11	R5. 12. 25	診療所台帳（東京都東久留米市及び西東京市における「〇〇産婦人科」が名称に含まれる診療所に係る①施設名、②施設所在地、③廃止年月日）					1										当該文書を現に保有しておらず、存在しないため	保健医療局多 摩小平保健所 企画調整課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
31	R5. 11. 17	R5. 12. 1	医療法人社団〇〇の役員名簿、または役員名がわかる資料 都に保存されている〇〇会の事業報告書全て	22		1					1	1	1					東京都情報公開条例第7条第2号に該当 対象部分は、当該法人の役員個人に関する情報 であって、特定の個人を識別できるものである ため 東京都情報公開条例第7条第3号に該当 対象部分は、公にすることにより、当該法人の 競争上の地位が損なわれる可能性があると認め られるため 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 対象部分は、公にすることにより、偽造等のお それがあり、犯罪の予防に支障を及ぼすと認め られるため。	保健医療局医 療政策部医療 安全課
32	R5. 12. 21	R5. 12. 25	医療法人社団〇〇 R1. 4. 1～R. 3. 31 事業報告書 貸借対照表 損益計算書	4	1														保健医療局医 療政策部医療 安全課
33	R5. 10. 20	R5. 12. 19	下記①②に該当する公文書で、東京都が保有するもの全て。 ①都立大塚病院の大規模改修の設計を変更し、改修後の病床数を4 1 3床にすることとしたことについての検討経過に関する公文書。 ②都立大塚病院の大規模改修について検討するために設置された会議体の資料、議事録、議事要旨。	48		1		1										②の公文書については、地方独立行政法人東京 都立病院機構へ引継ぎ済みのため、不存在であ ることから、不開示。	保健医療局都 立病院機構へ 立病院支援部 法人調整課
34	R5. 12. 3	R5. 12. 12	(1) インフルエンザウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等。 (2) マスクの着用がインフルエンザウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等。 (3) インフルエンザウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等。 (4) インフルエンザウイルスワクチンが安全であるという科学的根拠、論文等。					1										請求のあった文書については、作成及び取得し ていないため	保健医療局感 染症対策部防 疫課
35	R5. 12. 3	R5. 12. 12	(1) 鳥インフルエンザウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等。 (2) 鳥インフルエンザウイルスが、鳥からヒトに感染するという科学的根拠、論文等。 (3) 鳥インフルエンザウイルスが、ヒトからヒトに感染するという科学的根拠、論文等。					1										請求のあった文書については、作成及び取得し ていないため	保健医療局感 染症対策部防 疫課
36	R5. 12. 9	R5. 12. 14	(1) 麻疹ウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等。 (2) 麻疹ウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等。 (3) 麻疹ウイルスワクチンが安全であるという科学的根拠、論文等。					1										請求のあった文書については、作成及び取得し ていないため	保健医療局感 染症対策部防 疫課
37	R4. 9. 16	R5. 12. 19	PCR等検査無料化事業における、実施計画書一切（2022年9月16日現在で存在するもの）	1604		1					1	1	1					(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるも のであるため (7条3号) 事業者に係る内部管理情報であり、公にすること により、事業者の検査能力が広く知られること となり、当該事業者に対し競争上又は事業運 営上不利益を及ぼす恐れがあるため (7条4号) 公にすることにより、犯罪予防に支障を及ぼす 恐れがあるため	感染症対策部 医療体制整備 第二課
38	R5. 12. 16	R5. 12. 26	(1) ノロウイルスが病原体であることを証明する科学的根拠、論文等。 (2) ノロウイルスはヒトに対して嘔吐、下痢などの急性胃腸炎症状を起こす。という科学的根拠、論文等。 (3) ノロウイルスのヒトへの感染経路は、主に経口感染（食品、糞口）である。という科学的根拠、論文等。 (4) ノロウイルスが、ヒトからヒトに感染するという科学的根拠、論文等。					1										請求のあった文書については、作成及び取得し ていないため	保健医療局感 染症対策部防 疫課
39	R5. 12. 16	R5. 12. 26	(1) 風疹ウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等。 (2) 風疹ウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等。 (3) 風疹ウイルスワクチンが安全であるという科学的根拠、論文等。					1										請求のあった文書については、作成及び取得し ていないため	保健医療局感 染症対策部防 疫課